

「明石市立高齢者ふれあいの里条例」の改正骨子（案）に係る 意見公募手続（パブリックコメント）について

1 条例改正の目的

老人福祉法に基づく「老人福祉センター」として市内に4館（中崎、大久保、魚住、二見）設置している高齢者ふれあいの里について、令和5年度から全ての市民が利用できる地域の「共生型施設」へ変更することに伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 意見公募手続について

(1) 募集案件

「明石市立高齢者ふれあいの里条例」の改正骨子（案）

(2) 募集期間

2022年（令和4年）9月15日（木）～2022年（令和4年）10月14日（金）（必着）

(3) 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体

(4) 資料の閲覧場所等

① 市ホームページでの閲覧

市ホームページの「意見公募手続（パブリックコメント）」の「意見募集を行っている案件」のページから資料をダウンロードすることができます。

② 窓口での閲覧

執務時間内であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

- ア 福祉局高齢者総合支援室いきいき係（市役所本庁舎2階8番窓口）
- イ 高齢者ふれあいの里（中崎、大久保、魚住、二見）
- ウ 行政情報センター（市役所本庁舎1階）
- エ 各市民センター（大久保、魚住、二見）
- オ あかし総合窓口（パピオスあかし6階）

閲覧場所	執務時間
ア 高齢者総合支援室	平日の 8 時 55 分～17 時 40 分
イ 高齢者ふれあいの里	9 時～16 時（日曜日を除く）
ウ 行政情報センター	平日の 8 時 55 分～17 時 40 分
エ 各市民センター	平日の 8 時 55 分～17 時 15 分
オ あかし総合窓口	平日は 9 時～20 時、土日祝日（第 3 日曜日を除く）は 9 時～17 時 15 分まで

(5) 意見の提出方法及び提出先

書式は自由ですが、参考に「意見提出様式」を市ホームページに掲載しています。
意見を提出される方の「住所・氏名（団体等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名）・年齢・電話番号・メールアドレス（なければ不要）」を記入し、以下の方法でご提出ください。

【提出先】提出は下記の①～④のいずれかの方法をお願いします。

① 郵送

〒673-8686

明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号 明石市福祉局高齢者総合支援室いきいき係 宛

② ファックス

FAX 078-918-5133

明石市福祉局高齢者総合支援室いきいき係 宛

※ 送信後、078-918-5166 へ着信確認をお願いします（聴覚障害があるなど、お電話が難しい場合は、着信確認は不要です）。

③ 電子メール

koufuku2@city.akashi.lg.jp

④ 持参（受付時間 平日の執務時間内 8 時 55 分～17 時 40 分）

明石市福祉局高齢者総合支援室いきいき係（市役所本庁舎 2 階 8 番窓口）

(6) 注意事項

① 電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりません。

※視覚障害があるなど、ご自身で意見を書くことが難しい場合は、お電話でお話しいただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。

② 「(5)意見の提出方法及び提出先」の①～③のすべてにおいて、「明石市立高齢者ふれあいの里条例」の改正骨子（案）への意見であることを明記してください。

③ 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

(7) 個人情報の取り扱いについて

- ① 提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名などの権利利益を害する恐れがある情報等公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。
- ② 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。
- ③ 住所・氏名・電話番号等は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、記入をお願いします。

(8) お問い合わせ先

明石市福祉局高齢者総合支援室いきいき係

TEL : 078-918-5166

FAX : 078-918-5133

E-mail : koufuku2@city.akashi.lg.jp